

NANNARU UNITED クラブ会則・規約

第一章 総則

第1条（名称）

本クラブは名称を「NANNARU UNITED」と称する。

第2条（目的）

本クラブは地域社会に根ざした地域クラブとして、広くスポーツ・文化振興に寄与するとともに、新しいことに挑戦したい生徒が夢や希望をもって活動する機会を提供することを目的とする。

第二章 組織

第3条（事務所所在地）

本クラブの主たる事務所を南成瀬中学校の住所地とする。

第4条（役員）

本クラブに以下の役員をおく。

- （1） 理事会：組織の方針の決定、規約の制定・改正、指導者の承認
校長、生徒会長・副会長、PTA 会長、学校運営協議会委員長、地元プロスポーツチーム関係者、地元大学関係者
- （2） 役員会：年間計画の作成、生徒・保護者・関係者の意見集約
事務局長、副校長、生活指導主任、各部生徒代表
- （3） 事務局：庶務、施設、財務、企画、広報
事務局長、各団体のリーダー、ボランティアコーディネーター

第5条（開設する専門部）

本クラブに以下の専門部を開設する。

- （1） スポーツ ：バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、野球、サッカー
陸上競技、硬式テニス
- （2） 文化・芸術：合唱、美術、囲碁

第三章 会員及び入退会

第6条（入会）

1. 本クラブは、南成瀬中学校が開設する部活動に参加する生徒、または、本クラブでの活動を希望し、本クラブより了解を受けた中学生をもって構成する。

2. 入会に際しては、保護者の承諾が必要であり、入会後は本クラブへの参加を援助する。
3. 入会の申し込み希望があった場合、本クラブの入会申込書の内容を承諾し、この時点でクラブ員となる。
4. クラブ員は、入会の申し込みにあたり、本規約を遵守し、本クラブが求めるクラブ員の情報を虚偽なく登録するものとする。
5. 入会の申し込み内容に不備がある等、本クラブが入会を承諾致しかねる場合は、理由を付して連絡する。なお、不備を是正して、再度入会の申し込みを実施された場合は、改めて入会の申し込みがあったものとみなす。
6. 入会の申込みの際に申請した個人情報 は 本会則・規約の付則に基づき管理・処理される。
7. 月会費、及びその他費用の支払いは基本的に本クラブが指定する引落代行機関・業者より、預金口座からの月々の引落とする。本クラブから振込等の支払い要望がある場合は、都度対応して頂くこととする。
8. 会員は参加の有無に関わらず会費を支払う事が会員である義務とする。

第7条（退会）

1. 本クラブからの退会は会員の任意とし、本クラブは申し出を拒否しない。
2. 退会に際しては、本クラブ指定の退会届を記入し提出、規定に基づいて退会となる。また、南成瀬中学校の生徒については、本クラブの退会は部活動の退部と同意であるので、本クラブ指定の退会届を事務局に提出し、併せて、退部の手続きは校則に則って行うこととする。

第8条（変更の届出）

クラブ員は、届出事項に変更があった場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

第9条（解約）

本クラブは、クラブ員・保護者が以下のいずれかの項目に該当する場合、当該クラブ員・保護者に通知をした上で、本会員会則・規約契約を解約し、クラブ登録を取り消し退会とする。

- （1）申告事項に虚偽の記載があった場合。
- （2）本クラブの運営を妨害した場合。
- （3）本クラブへの会費等を3か月以上延滞した場合。
- （4）本クラブへの連絡なしに1か月以上の無断欠席を行った場合。
- （5）本会則・規約のいずれかに違反した場合。
- （6）クラブ員が未成年にもかかわらず飲酒喫煙をした場合。
- （7）その他、本クラブがクラブ員とすることを不適当と判断する場合。

第四章 活動

第10条（保険）

- （1）クラブ員は本クラブ指定のスポーツ保険に加入することとする。

- (2) 保険加入は入会申込書を本クラブが受理後、必要事項を保険会社へ連絡し、保険会社の手続きが完了次第、加入とする。
- (3) クラブ員の活動中の事故や障害は保険会社の補償範囲内での支弁とする。
- (4) 本クラブ活動中、または移動中の事故や障害が生じた場合は、クラブ員は速やかにその旨を報告し、本クラブの指示または保険会社の指示に従うこととする。

第11条（通常練習・イベント）

(1) 通常練習

通常練習は本クラブが指定した場所・時間・曜日で実施することとする。

基本的に天候不良・会場不良・会場の都合・クラブの都合・天災災害（人災）による中止に伴う振替練習は実施しない。

天災・災害（人災）等々による長期練習中止をやむを得ない場合も本会則は継続されることとする。

(2) イベント

練習試合・遠征・大会・その他各種イベント等々を実施の場合は都度、費用を徴収することがある。

第12条（移動手段）

本クラブへの活動に参加する場合の移動手段については、以下の通りとする。

- (1) 南成瀬中学校の生徒が本クラブの活動に参加する場合、平日・休日は南成瀬中学校の規則に準ずること。
- (2) 他校の生徒が本クラブの活動に参加する場合、南成瀬中学校で活動する際は平日・休日ともに公共交通機関または自転車を利用して参加することができる。
- (3) 南成瀬中学校以外で活動する場合は、各団体のリーダーが移動手段について確認しクラブ員へ連絡することとする。
- (4) どの移動手段を用いる場合でも、ルールやマナーを守ることが基本とし、ルールやマナーを逸脱した場合は、本クラブへの参加を承諾できない場合がある。
- (5) 保護者による車の送迎は、特別な事情がない場合は利用することはできない。生徒の傷害や障がい、病気等により、車の送迎が必要な場合は事前に事務局へ連絡し了解を得ること。

第13条（本規約について）

- (1) この会則は令和7年6月から施行する。
- (2) この会則の変更は役員会、理事会の承認を得て行うものとする。

付則

【個人情報の取扱について】

1. 本クラブは、クラブ員の個人情報を、以下の目的各号に定める範囲内でのみ収集し、利用する。

目的

- (1) web のホームページや SNS 等の写真動画配信、または広告等への写真動画転載。
- (2) 本クラブとクラブ員や保護者との連絡を円滑に行う為の連絡先。
- (3) 選手登録やスポーツ保険、または大会や試合に伴う必要事項。

2. 退会時は、退会届受付完了後、在籍時に知りえた情報を全て円滑に破棄することとする。